

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後																																																							
<p><b>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程</b> (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。</p> <p>2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教職員の区分</th> <th style="width: 15%;">割振り単位期間</th> <th style="width: 15%;">週休日</th> <th style="width: 15%;">始業及び終業の時刻</th> <th style="width: 15%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4・5 (略)</p>	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間			(略)			医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)			医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)					(略)			<p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条 } 2 } (同 左)</p> <p>別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教職員の区分</th> <th style="width: 15%;">割振り単位期間</th> <th style="width: 15%;">週休日</th> <th style="width: 15%;">始業及び終業の時刻</th> <th style="width: 15%;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者</td> <td style="text-align: center;">4週間</td> <td>医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時30分から翌日午前9時まで</td> <td>正午から午後1時まで 午前1時15分から午前2時15分まで</td> </tr> <tr> <td>医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4・5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第8号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間			(略)			医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)			医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時30分から翌日午前9時まで	正午から午後1時まで 午前1時15分から午前2時15分まで	医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)					(略)		
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間																																																				
		(略)																																																						
医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)																																																						
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)																																																						
		(略)																																																						
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間																																																				
		(略)																																																						
医学部附属病院の診療科、診療部門、中央施設部門及び運営部門に勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)																																																						
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで 午後4時30分から翌日午前9時まで	正午から午後1時まで 午前1時15分から午前2時15分まで																																																				
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)																																																						
		(略)																																																						